

「基本法林政」50年の宿題と「森林・林業再生プラン」

○川村 誠・由水 葵（京大農）

1 問題の所在

「森林・林業再生プラン」（以下、「プラン」）が論議された2010年は、奇しくも「林業基本法」制定に向けて「林業基本問題調査会」が設置された1960年から50年目に当る。かつて、高度経済成長を迎えて、林政はもとより、生産流通から消費に及ぶ実体経済のあり方そのものを見直す機運の中で、広範囲な議論を経て「基本法林政」はスタートした。社会経済の諸条件が大きく変わった現在、「基本法林政」そのものを見直す必要があることは論を待たない。しかし、現行の「森林・林業林業基本法」は、謂わば、「基本法林政」に環境というキャップを被せたにすぎず、グローバル化する時代に対応したものではない。政府内の「プラン」に関わる論議は、この時代性を踏まえた林政改革への道を閉ざしたまま、森林計画制度の論議に終始した。本研究においては、「基本法林政」50年という視点から、「プラン」とその論議が等閑視した課題を明らかにしたい。

2 「基本法林政」が目指したもの

当時、拡大する国内市場、拡大する地域較差に対し、森林・林業における再生産拡大という生産力視点を前提とした政策であり、その生産力の担い手として指定されたものが、旧「農業基本法」における「自立経営農家」に対応した「自立経営林家」（「農家林家」）の育成であった。

3 「基本法林政」50年の道程

(1)90年代以後、日本林業を巡る資源と市場に大きな変化があった。世界的に資源利用は、天然林から人工林へと急速に変化している。拡大造林による人工林造成は、日本を資源国に押し上げる結果となった。しかし、日本の木材産業は国産材・輸入材を問わず、国内向けに偏った市場を形成してきた。国内市場自体が縮小する中で、新たな市場政策が必要となっている。

(2)何より、人工林経営の担い手について、林政は政策的な誤謬を重ねてきた。兼業化の道を歩む農家の現実と「農家林家」育成とは相いれない。「林家」に代わる林業経営体の育成を怠った上に、森林組合への過度な政策期待が「基本法林政」の破綻を招いた。

4 劣化するガバナンスと林政

明治政府以来、日本の政策形成は官僚主導であって、民主導（「政治主導」）であったことはない。戦後民主憲法下においても変わるところはなく、林政においても「生産力増強計画」はじめ、それに続く「基本法林政」においても変わらなかった。しかし、現在、時代認識を欠落させたまま、「基本法林政」の延長上に「プラン」を設計することに無理がある。まして、森林計画制度の手直しに林政の課題を押し込めるが如き政策のあり様には、かつての官主導の政策形成の片鱗すら認められない。今や、林政におけるガバナンスが問われている。

5 「プラン」後に托された課題

以上、「基本法林政」50年の宿題とは、日本林業における経営体の育成に他ならない。「プラン」の論議では、「最小流域単位」や「経営計画」に、新たな踏み出しが試みられた。しかし、基本的な法制度改革、とりわけ担い手のあり方を巡る議論が必要である。ただし、その前提として、現代に持続的な経営を実現するための新たな生産力視点に立った研究が求められる。

（連絡先：川村 誠 mkawa@kais.kyoto-u.ac.jp）